

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

令和 7 年 3 月 14 日

金 曜 日

第5349号

目 次

公安委員会規則

- 富山県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則 1

告 示

- 有害図書等の指定 2

- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示

- 保安林の指定予定 3

公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定 5

正 誤

- 令和 6 年 3 月 29 日付け号外(4)富山県議会訓令第 1 号 6

規 則

富山県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 14 日

富山県公安委員会委員長 竹内 登美子

富山県公安委員会規則第 1 号

富山県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則

富山県公安委員会文書管理規則(平成13年公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号の「富山県警察情報管理システム(富山県警察情報管理システムの運用管理に関する訓令(平成24年富山県警察本部訓令第 6 号)第 2 条第 1 号に規定する富山県警察情報管理システムをいう。)」を「富山県警察」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

富山県告示第93号

有害図書等の指定について

富山県青少年健全育成条例（昭和52年富山県条例第4号）第9条第1項の規定により青少年に有害な図書等として次のとおり指定をするので、同条例第22条の規定により公示する。

令和7年3月14日

富山県知事 新 田 八 朗

番号	種別	図書名等	号数又は 発行年月日	発行所名	指定理由
19369	書籍	復讐の教科書 やられた 以上にやり返す報復 のための100メソッド	ISBN978-4- 86673-346-3	株式会社 三オブックス	内容の全部又は 一部が著しく青 少年の犯罪を誘 発し、その健全 な育成を阻害す るおそれがある。
19370	書籍	アリエナイ理科式 世界征服マニュアル [改訂版]	ISBN978-4- 86673-416-3	株式会社 三オブックス	内容の全部又は 一部が著しく青 少年の犯罪を誘 発し、その健全 な育成を阻害す るおそれがある。

富山県告示第94号

保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林法第189条の規定による

告示及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更する予定である次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第189条の規定により当該通知を富山市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和7年3月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町島地字明地谷21の 1、22の 3、22の 4、24の 8、26の 2、27の 1、27の 4、27の 5、29の10、316、317、321、324、329、332、336、345、八尾町中島字明地谷25、26、28の 1、31の 2、32、35の 3、字大窪坂327、字峠坂398、399、八尾町細滝字谷口山27の 3、27の 8、30の 4、32の 1

2 所在が不分明である通知の相手方

吉田一美、山口義春、宮崎安道、喜多利春、滝森金太郎

3 通知の内容

1 の森林について、令和 7 年 2 月14日富山県告示第53号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

4 森林法第189条による掲示

令和 7 年 3 月 3 日から富山市役所に掲示した。

富山県告示第95号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

令和 7 年 3 月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林予定森林の所在場所

富山県南砺市皆葎字ブト原谷79（次の図に示す部分に限る。）、久保字成子骨1の24、1の25（次の図に示す部分に限る。）、池田字干谷川2674、2675、2677の1、2678

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第96号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

令和7年3月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林予定森林の所在場所

富山県南砺市高草嶺字八束59の1、60の1、61、62、利賀村百瀬川字東山173
(次の図に示す部分に限る。)、179

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第 229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年3月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積
入善町東五十里17番	田	2,958㎡
入善町東五十里18番	田	2,948㎡
入善町東五十里19番	田	2,939㎡
入善町東五十里29番	田	3,009㎡
入善町東五十里31番	田	1,400㎡
入善町東五十里32番	田	1,355㎡
入善町東五十里35番	田	706㎡
入善町東五十里225番	田	80㎡
入善町東五十里478番	田	1,514㎡

2 農地を利用する権利の内容等

所在・地番	内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
入善町東五十里17番	利用権	令和7年5月31日	5年	107,965円
入善町東五十里18番	利用権	令和7年5月31日	5年	107,600円
入善町東五十里19番	利用権	令和7年5月31日	5年	107,270円

入善町東五十里29番	利用権	令和7年5月31日	5年	109,825円
入善町東五十里31番	利用権	令和7年5月31日	5年	51,100円
入善町東五十里32番	利用権	令和7年5月31日	5年	49,455円
入善町東五十里35番	利用権	令和7年5月31日	5年	25,765円
入善町東五十里225番	利用権	令和7年5月31日	5年	2,920円
入善町東五十里478番	利用権	令和7年5月31日	5年	55,260円

- 3 農地を利用する権利が設定された農地間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人 富山県農林水産公社 理事長 佐藤 一絵
富山市舟橋北町4番19号

- #### 4 農地の所有者等の情報

登記名義人 五十里 誠一

- ## 5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに富山地方法務局魚津支局に供託する。

- ## 6 補償金の還付について

農地の所有者等は富山地方法務局魚津支局において、補償金の還付を受けることができる。

正誤

令和6年3月29日付け号外(4)富山県議会訓令第1号「富山県議会事務局文書管理
 規程の一部を改正する訓令」中

頁	行	誤	正
3	上から9	あつては受領した文書	直接受領した文書
〃	上から10 及び11	第27条第2項 <u>及び第3項</u>	第27条第2項